

2022春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構成組織名	全国ガス労働組合連合会
方針決定日	2022年1月28日
要求提出日	2022年2月25日
回答指定期	終息目標については、3月内決着に向けて努力し、4月15日(金)までに決着

要求項目	要求内容															
(1) 基本的な考え方																
<p>◆ 経済の回復・自律的成長に向け、所得の向上による消費拡大をはかることが極めて重要であり、適正な所得の分配や底上げを実現することが、包摂的な社会の構築に資することから、地域の活性化や賃金の社会性を踏まえた取り組みを進めていく。</p> <p>◆ 取り組み項目については、「賃金」「一時金」「最低賃金」「主体的取り組み項目」の「4本柱」の構成とする。また、産別内でも労働諸条件が維持できていない単組や相対的に水準の低い単組があることを踏まえ、「復元・底上げ・底支え」を強く意識し、格差拡大の動きを反転させる取り組みを強力に進めていく。格差是正の観点からは、働く仲間への波及効果も意識した取り組みを進める。</p> <p>◆ 生産性向上の取り組みは、生産性三原則を大前提としたうえで、付加価値の拡大に向けた組合員の頑張りや成果を具体的に示すことができる単組は、主体的な判断のもと、成果の公正分配を求めていくこととする。</p>																
(2) 基盤整備																
・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化	◆ 組合員の頑張りにより生み出した付加価値については、生産性三原則に基づき、成果の公正な分配を求めていく。															
・賃金水準闘争を強化していくための取り組み	<p>◆ 加盟組合の賃金データを収集・分析し、その結果等をフィードバックする。</p> <p>◆ 加盟組合役員向けに賃金水準等に関する勉強会をオンラインで実施した。</p>															
(3) 賃上げ要求																
<p>■ 月例賃金</p> <p>○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」</p> <p>○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」</p> <p>○規模間格差の是正(中小賃上げ要求)</p> <p>○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入</p>	<p>◆ 中期的な観点も含めた幅広い視点から、それぞれの実態に応じた賃金要求を行うこととし、各単組の主体的な判断のもと、月例賃金の復元・改善・維持といった賃金に関する取り組みに加え、賃金水準の維持・向上をはかっていくうえでのベースとなる賃金制度・体系の導入・整備・見直しに向けた取り組みを行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;"><到達目標水準></td> <td>高卒満30歳</td> <td>280,000円</td> <td>35歳</td> <td>328,000円</td> </tr> <tr> <td><参考水準></td> <td>高卒満30歳</td> <td>243,000円</td> <td>35歳</td> <td>273,000円</td> </tr> <tr> <td><最低到達水準></td> <td>高卒満30歳</td> <td>202,500円</td> <td>35歳</td> <td>251,400円</td> </tr> </table>	<到達目標水準>	高卒満30歳	280,000円	35歳	328,000円	<参考水準>	高卒満30歳	243,000円	35歳	273,000円	<最低到達水準>	高卒満30歳	202,500円	35歳	251,400円
<到達目標水準>	高卒満30歳	280,000円	35歳	328,000円												
<参考水準>	高卒満30歳	243,000円	35歳	273,000円												
<最低到達水準>	高卒満30歳	202,500円	35歳	251,400円												
■男女間賃金格差の是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当																
■初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低到達水準の協定締結																
■一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等で働く労働者への対応	◆ 前年実績月数維持を基本としつつ、各単組の状況を加味した要求を行う。															

(4) 「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善

■長時間労働の是正	
■すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み	
■職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み	
■60歳以降の高齢期における雇用と処遇に関する取り組み	
■テレワーク導入にあたっての労働組合の取り組み	
■その他 ・人材育成と教育訓練の充実 ・中小企業、有期・短時間・派遣等で働く労働者の退職給付制度の整備 など	

(5) ジェンダー平等・多様性の推進

・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法 ・ハラスメント対策と差別禁止 ・育児や介護と仕事の両立 ・次世代育成支援対策推進法	
---	--

(6) その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入

◆ 以下の項目について各単組が実態に応じて主体的に取り組む。 ① 労働時間に関する項目 ② 諸手当に関する項目 ③ 企業の健全な成長・発展に向けた取り組みに関する項目 ④ 企業内福利厚生制度に関する項目 ⑤ 人事処遇制度に関する項目 ⑥ 人材の確保・定着と人材育成に関する項目 ⑦ 安全・衛生・健康のための体制・制度の確立・充実に関する項目 ⑧ 誰もが生き生きと働くことのできる職場環境の整備に関する項目 ⑨ 育児・介護と仕事の両立支援に関する項目 ⑩ 60歳以降の充実した働き方・暮らし方に向けた諸制度に関する項目 ⑪ 労働協約の締結、整備・充実に関する項目 ⑫ 働く仲間の職場環境・労働環境に関する項目 ⑬ 労働関係法制への対応に関する項目 ⑭ 組織活性化、コミュニケーションの充実に関する項目	
---	--